

技術評価報告書

申込者：株式会社アクス 代表取締役社長 星 幸太
神奈川県川崎市川崎区浅田 4-6-7

技術名称： 仮設床開口補強筋セルボン設計施工要綱（2022年）

当法人「建築構造技術審議委員会」において慎重審議の結果、2022年6月24日付けの技術評価書（SABTEC 評価 16-04R2）の通り、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、本技術は妥当なものであると判断されたことを報告する。

2022年6月24日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
代表理事 益尾 潔

建築構造技術審議委員会

委員長	窪田敏行	近畿大学	名誉教授
副委員長	田才 晃	横浜国立大学	名誉教授
委員	岸本一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
〃	田中 剛	神戸大学大学院工学研究科	教授
〃	勅使川原正臣	中部大学工学部建築科	教授
〃	都祭弘幸	福山大学工学部建築科	教授
〃	三谷 勲	神戸大学	名誉教授



技術評価書

申込者：株式会社アクス 代表取締役社長 星 幸太
神奈川県川崎市川崎区浅田 4-6-7

技術名称： 仮設床開口補強筋セルボン設計施工要綱（2022年）

技術概要： 仮設床開口補強筋セルボンは、セルボン筋、セルボン主筋、スライド筋からなる鉄筋ユニットであり、施工性を高めるために開発され、GBRC性能証明 第04-11号(2004年11月2日)、GBRC性能証明 第04-11号改(2014年3月24日)を取得している。

開発当初から2016年7月までの施工実績は約80,000箇所にも達しても、仮設床開口補強筋セルボンに起因して、仮設開口部周囲コンクリートのひび割れなど、使用上の支障は発生していない。これらより、SABTEC評価16-04(2016年7月26日)は、スラブ厚さの適用箇所拡大(150mm~300mm から140mm~400mm)について行われ、設計施工要綱(2016年)に、仮設床開口補強筋セルボンをボイドスラブやハーフプレキャストスラブなどの特殊形状スラブへの適用に関する基本事項が示されている。

また、SABTEC評価16-04R1(2019年3月29日)では、特殊資材荷揚装置を用いる特型セルボンが追記され、SABTEC評価16-04R2(2022年6月24日)では、セルボン委託加工工場での品質管理の妥当性について行われている。

本委員会は、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定められた技術基準と照らし合わせ、下記の通り、本技術は妥当なものであると判断した。

2022年6月24日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
建築構造技術審議委員会
委員長 窪田 敏 行

記

評価方法： 申込者提出の下記資料によって、技術評価を行った。
仮設床開口補強筋セルボン設計施工要綱（2022年）
仮設床開口補強筋セルボン標準製造要領（2022年）
仮設床開口補強筋セルボン説明資料および関連資料
これらの資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した技術資料がまとめられている。

評価内容： 仮設床開口補強筋セルボンは、仮設開口部周囲コンクリートのひび割れ抑制効果を有し、後打ちコンクリートで塞いだ鉄筋コンクリートスラブは、一体打ち無開口鉄筋コンクリートスラブと同等の長期許容耐力ならびに終局耐力を有すると判断される。

技術評価内容

申込者

株式会社 アクス
代表取締役社長 星 幸太
神奈川県川崎市川崎区浅田 4-6-7

技術名称

仮設床開口補強筋セルボン設計施工要綱 (2022年)

適用範囲

(1) 適用部位 鉄筋コンクリート造周辺固定スラブ

(2) 材 料

セルボンに用いる鉄筋 SD295 (JIS G 3112)

コンクリート設計基準強度 F_c

先打ちコンクリートの適用範囲は 21N/mm^2 以上とし、後打ちコンクリートの適用範囲は先打ちコンクリートの設計基準強度以上とする。

技術評価に際して行われた実験

仮設床開口補強筋セルボンの目標性能の妥当性は、下記の仮設床開口補強筋セルボン説明資料に示された実験によって確認されている。

- 1) 開発当初実験編 説明資料
- 2) 仮設開口スラブ実験編 説明資料

技術評価の主な審議事項

建築構造技術審議委員会での主な審議事項は、以下の通りである。

- 1) セルボン筋界面の曲げ引張応力安全性
- 2) 仮設床開口補強筋セルボン設計施工要綱(2022年)
- 3) 仮設床開口補強筋セルボン標準製造要領(2022年)

技術評価の経過

2022年3月11日開催の第53回建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と略記)において、申込者提出の技術資料について検討した結果を踏まえて修正された技術資料について、慎重に審議を行い、結果を2022年6月24日開催の第54回建築構造技術審議委員会に報告した。

建築構造技術審議委員会では、申込者提出の技術資料について慎重に審議を行い、本技術は妥当なものであると判断した。

以上